

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年8月5日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(略)

(3) まん延防止

4) 職場への出勤等

- ① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。
 - ・ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ③ (略) 経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。

(略)

9) 重点措置区域における取組等

- ① (略)
 - ・ 事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。

(略)

10) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

- ① (略)

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

(以下略)

感染防止対策の徹底①

感染対策をとっているところでも感染拡大が発生している。

職場における場面の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、場面が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
 - 休憩室、更衣室、喫煙所での感染が疑われる事例が確認されている。
- これまで以上に職場での感染防止対策の徹底を
(マスクの着用、手洗い、人との距離の確保、
大人数・長時間はリスク、例えば会議の時間を短くするなど)

感染防止対策の徹底②

外出や移動の際に気を付けていただきたいこと

- 不要不急の外出を控えること
- 出かける場合でも少人数で行うこと
- これまで以上に人と人との距離をとること
- 夏休みやお盆の期間の帰省や旅行、出張は極力控えていただくとともに、どうしても必要な場合には、空港での事前検査を含め、検査を受けていただくこと

北海道・福岡・沖縄の安心のために（内閣官房コロナ室）

目的

北海道民・福岡県民・沖縄県民及びやむを得ず移動する方たちの安心を確保。早期の感染源探知、感染抑制に寄与。

検査対象

期間 7/20-8/31搭乗分（中部空港発、福岡空港着は、8/2搭乗分から注1）

対象者 羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡空港から北海道、沖縄県内の空港及び福岡空港へ向かう便の搭乗客に勧奨

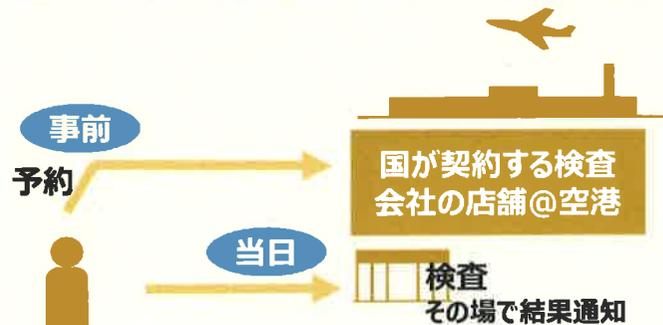
注1 8/2搭乗分からの追加便に関して、検査キット配送型を7/30以前に購入された方への払戻し等はありません。

注2 早朝便の場合は前日夕刻、夜遅い便の場合は当日夕刻までに検査を受けていただく場合があります。

事業主体

国（電通テックを通じ、検査会社が実施）

① 空港内ブース検査型（イメージ）



② 店舗検査型（イメージ）



③ 検査キット配送型（イメージ）



検査費用

無料（検査希望者の自己負担なし）

検査方法（詳細はcorona.go.jp等で紹介）

- ① 空港内ブース検査型（抗原定量検査。搭乗当日最短30分程度で結果が判明。要予約）
- ② 店舗検査型（唾液PCR検査。搭乗日までに結果が通知されるように時間的余裕をもって予約）
- ③ 検査キット配送型（唾液PCR検査。搭乗日までに結果が通知されるように時間的余裕をもって申込み）

※検査で陽性判定の場合には搭乗をご遠慮いただく。

職場における抗原簡易キットを活用した検査

- ① 連携医療機関を持つ事業者はキットを直接入手できる
- ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取が可能
- ③ 陽性者が出た場合に、事業者側で幅広い接触者等を特定し、そこに行政検査を実施することが可能

承認済みのキット一覧（令和3年8月6日時点）

	企業名	製品名	承認年月日
1	富士レビオ（株）	エスプライン SARS-CoV-2	R2. 5. 13
2	デンカ（株）	クイックナビ-COVID19 Ag	R2. 8. 11
3	株）タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2 キャピリア SARS-CoV-2	R2. 10. 13
4	アボット ダイアグノスティクス メディカル（株）	Panbio COVID-19 Antigen ラピッドテスト	R3. 1. 22
5	アドテック（株）	プロラスト SARS-CoV-2 Ag アドテスト SARS-CoV-2	R3. 1. 29
6	ロシュ・ダイアグノスティクス（株）	SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト	R3. 2. 9
7	富士フイルム（株）	富士ドライケム IMMUNO AG ハンディ COVID-19 Ag	R3. 2. 15
8	アルフレッサ ファーマ（株）	アルソニック COVID-19 Ag	R3. 3. 12
9	コージンバイオ（株）	KBM ラインチェック nCoV（スティックタイプ）	R3. 3. 17
10	株）ニチレイバイオサイエンス	COVID-19 and Influenza A+B 抗原コンボテスト「ニチレイバイオ」	R3. 4. 14
11	東洋紡（株）	イムノアロー SARS-CoV-2	R3. 5. 12
12	ロート製薬株式会社	チェックMR-COV19	R3. 5. 27
13	積水メディカル株式会社	ラピッドテスト SARS-CoV-2	R3. 6. 9
14	デンカ株式会社	クイックナビ-Flu+COVID19 Ag	R3. 6. 16

職場における積極的な検査等の実施手順に関する Q&A

Q1 「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」（以下「実施手順」という。）に基づき、医薬品卸売販売業者が事業者に販売することができる体外診断用医薬品の範囲を示してください。

A1 検査方法としては、抗原定性検査に用いるものの販売が可能です。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）として薬事承認されているもののうち、検査法が「抗原検査法（簡易キット）」とされているものの販売が可能です。

「抗原検査法（定性）」とされているものの販売も可能ですが、販売の際には、あらかじめ、事業者に対して、検査結果の判読に医療機器が必要となることや、医療機器の操作方法など、抗原簡易キットの使用（目視による判読を行う）と異なる点について、十分に説明するようにしてください。また、当該医療機器の区分に応じた医療機器販売業許可の取得（又は届出）を行っている場合、当該「抗原検査法（定性）」の使用のために必要な医療機器の事業者への販売も可能です。

なお、これらを除く体外診断用医薬品については、本実施手順に基づき販売することはできません。

Q2 健康観察アプリを導入していない事業所では、実施手順に基づき、抗原簡易キットを使用することはできないのでしょうか。

A2 健康観察アプリの導入の検討をお願いしているところですが、健康観察アプリの導入は職場で抗原簡易キットを使用する際の要件ではありません。なお、アプリを導入しない場合であっても、事業者におかれては従業員の健康状態を適切に把握していただくようお願いしているところです。

Q3 新型コロナウイルス感染症の検査に関する研修の受講の確認は、誰がどのように行えばよいのですか。

A3 事業者（例：従業員の健康管理を担当する部門）において、検査を管理する従業員が、①「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」を読んだこと、②「理解度確認テスト」に全問正解したこと、の2点を適切な方法で確認してください。

Q4 連携医療機関との「連携」の際、書面を交わす必要はあるのでしょうか。

A4 書面によるか否かなど、特段の定めはありませんので、事業者と医療機関との間で適切な方法で取り決めていただければとおもいます。

Q5 事業者が、実施手順に基づき、医薬品卸売販売業者に確認書を提出して抗原簡易キットを購入する際、内閣官房に報告することとされていますが、本報告は必ず行わなければならないのでしょうか。

A5 本報告は必須のものではなく、報告の有無が抗原簡易キットの購入可否に影響を与えることはございませんが、キットの需給を把握するためにも、できる限り御協力いただけますと幸いです。

※ 令和3年7月6日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」では、抗原簡易キットを活用した職場における検査の取組の現状を内閣官房において把握し、今後の検討に活かすため、内閣官房への報告をお願いしております。